

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）守山ハズイタウン AB 街区 守山市金森町字大苗 472 番 ほか 35 筆
- 2 県の意見の概要
 - (1) 届出書添付書類の交通予測資料の 22 ページでは、平日の来店台数を休日の来店台数の 6 割と設定されているが、その根拠を具体的なデータをもとに明確に示しつつ、その適正性について説明を行うこと。また、必要に応じその設定を見直し、結果に基づき再度交通量予測を行ったうえで、必要な渋滞等の対策を講じること。
 - (2) 現状の交通量調査の結果においても、守山高校北交差点において休日を中心に渋滞が発生することが懸念されるため、同交差点における交通負荷の軽減のため、信号現示の変更や来店のみならず退店経路の実効性確保のための誘導員の常時配置、各出入口における入出庫方向の再検討、退店時の迂回ルートの設定等も含め、実効性のある具体的な渋滞対策を十分に検討した上で講じること。
- 3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
 - (2) 縦覧期間 令和6年11月8日から令和6年12月9日まで